

(目的)

第1条 この規程は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに関連する法令等（以下「外為法等」という。）に基づき、法政大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施について必要な事項を定め、もって本学が我が国の教育研究機関として、国際的規範、国内外関係諸法令とその精神を遵守し、国際平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に貢献することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用される用語の定義は、次の各号に定めるもののほか、外為法等の定めるところによる。

- (1) 「教職員等」とは、本学の教員、職員、研究員その他本学に雇用された者又は本学から身分（客員研究員等）を付与された者をいう。
- (2) 「技術の提供」とは、外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供、非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (4) 「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (5) 「取引」とは技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (6) 「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、取引相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、当該取引を本学として行うかどうかを判断することをいう。
- (7) 「規制技術等」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術及び貨物をいう。
- (8) 「リスト規制技術」とは、規制技術等のうち、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1から15までの項に該当する技術をいう。
- (9) 「リスト規制貨物」とは、規制技術等のうち、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表1の1から15までの項に該当する貨物をいう。
- (10) 「キャッチオール規制」とは、外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (11) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (12) 「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (13) 「大量破壊兵器等の開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。
- (14) 「通常兵器の開発等」とは、通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (15) 「居住者」とは、外為法等の解釈及び運用について（蔵国第4672号）6-1-5, 6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (16) 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (17) 「特定類型該当者」とは、外為法第25条第1項及び外国為替令第17項第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学の教職員等及び学生が、本学における教育研究活動（学生にあつては課外活動を含む）として行うすべての取引に適用する。

（基本方針）

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げる恐れがあると判断される取引は行わない。
- (2) 取引にあたり、法令及び諸規則を遵守する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するための体制を適切に整備し、充実に図る。

（安全保障輸出管理最高責任者）

第5条 本学における輸出管理を適正かつ円滑に実施するため、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、総長をもって充てる。

（安全保障輸出管理統括責任者）

第6条 最高責任者の下に、当該業務を統括する安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学術支援本部担当理事をもって充てる。

（安全保障輸出管理責任者）

第7条 統括責任者の下に、教職員等が所属する部局等（学部、研究科、研究所及び事務部局）における輸出管理に関する業務を統括する安全保障輸出管理責任者（以下「部局責任者」という。）を置き、各部局の長をもって充てる。

（安全保障輸出管理委員会）

第8条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教職員等に対する研修及び啓発活動に関する事項
- (3) 監査の実施に関する事項
- (4) 該非判定及び取引審査に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 統括責任者
- (2) 部局責任者のうち、最高責任者が指名した者
- (3) グローバル教育センター事務部長
- (4) 研究開発センター室長
- (5) その他委員会が必要と認めた者

4 委員会は、統括責任者が招集し、その議長となる。

5 構成員の任期は、役職により選任された者はその在任期間とする。その他の者は2年とし、再任をさまたげない。委員が任期中に退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（事前確認）

第9条 取引を行おうとする者は、当該取引が該非判定及び取引審査を要するか否かについて、別途定める様式に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の摘要判定等について事前確認を行い、報告しなければならない。

（該非判定）

第10条 取引を行おうとする者は、事前確認により取引審査の手続きが必要と認められた場合は、該非判定を行い、その結果について部局責任者による承認を受けなければならない。また、部局責任者は、この判定結果を統括責任者へ報告するものとする。

2 統括責任者は、前項による判定結果に不明又は疑義がある場合は、これについて委員会に諮る等、適切な方法により最終確認を行うものとする。

(用途及び相手先の確認)

第11条 取引を行おうとする者は、前条により非該当と判断され、かつ、相手先が輸出令別表第3の国・地域以外である場合は、キャッチオール規制に該当するか否かの判断を行い、その結果について部局責任者による承認を受けなければならない。また、部局責任者は、この判定結果を統括責任者へ報告するものとする。

2 部局責任者は、前項における判定にあたり、大量破壊兵器等の開発等の懸念の有無を確認しなければならない。また、相手先が国連武器禁輸国・地域である場合は、通常兵器の開発等に用いられる懸念の有無についても確認しなければならない。

3 統括責任者は、前項による判定結果に不明又は疑義がある場合は、これについて委員会に諮る等、適切な方法により最終確認を行うものとする。

(取引審査)

第12条 部局責任者は、教職員等が行おうとする取引が次の各号に該当する場合、取引審査の一次審査を行い、統括責任者に結果を報告するものとする。

(1) 第10条により、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当すると判定された場合

(2) 第11条により大量破壊兵器等(国連武器禁輸国・地域にあつては通常兵器を含む。)の開発等に用いられる恐れがあることが確認された場合

(3) 大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられる恐れがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合

(4) 第1号及び第2号に該当するか否かについて不明又は疑義がある場合

2 統括責任者は、一次審査の報告があつた場合には、前項第1号から第4号までの内容を踏まえ、当該取引の可否について委員会を招集し、二次審査を実施する。

3 国内における取引であっても輸出等が行われることが明らかな場合には、第1項と同様の手続を行うものとする。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第13条 統括責任者は、前条第2項の二次審査の結果等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、当該取引について、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 外為法等により経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該取引を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第14条 教職員等は、技術の提供を行おうとする場合には、該非判定、用途及び相手先の確認並びに取引審査の手続が終了したこと並びに技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供である場合には、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 教職員等は、前2項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第15条 教職員等は、貨物の輸出を行おうとする場合には、該非判定、用途及び相手先の確認並びに取引審査の手続が終了したこと並びに貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出である場合には、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 教職員等は、前2項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。

4 教職員等は、貨物の輸送を行う際に事故が発生した場合には、直ちに当該輸出の手続を取りやめ、部局責任者を通じて統括責任者にその旨を報告しなければならない。

5 統括責任者は、前項の報告があつた場合には、適切な措置を講ずるものとする。

(安全保障輸出管理実施手順等)

第16条 委員会は、この規定に基づく安全保障輸出管理の円滑な実施を図るために実施手順等を別途定めることができる。

(教職員等に対する研修・啓発)

第17条 統括責任者及び委員会は、外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、教職員等に対し、安全保障輸出管理に関する研修及び啓発を計画的に行うものとする。

(学生に対する教育)

第18条 各部署及び教職員等は、学生に対し、外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、必要な教育研修を行うものとする。

(学生が取引をする場合の取り扱い)

第19条 学生が本学における活動として取引を行おうとする場合、関係教職員等は当該学生の協力を得て、安全保障輸出に係る手続を教職員等に準じて行わなければならない。

(監査)

第20条 統括責任者及び委員会は、本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を行う。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第21条 輸出管理に係る文書及びその電磁的記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された当該年度を含めて7年間保存するものとする。

(報告)

第22条 教職員等は、外為法等又はこの規程に対する違反又は違反の恐れがあることを知った場合は、速やかに部局責任者を通じて統括責任者にその旨を報告しなければならない。

2 統括責任者は、前項の報告があった場合には、その内容を調査し、違反の事実が判明した場合又は違反の恐れがある場合は、速やかに最高責任者にその旨を報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、本学内の関係部署に対応処置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。また、最高責任者はその再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

(事務)

第23条 安全保障輸出管理に関する事務は、研究開発センターが分掌する。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関して必要な事項は、別途定める。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、職務権限規程に基づき決定する。

付 則

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。

2 この規程は、2019年10月1日から一部改正して施行する。

3 この規程は、2025年4月1日から一部改正して施行する。